

議案第75号

多可町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員等の旅費に関する条例（平成17年多可町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

多可町職員等の旅費に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員並びに法第22条の2第1項に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員並びに法第22条の2第1項に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>